第三条第六号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする農業協同組合連合会若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、農業協同組合連合会の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として」に改める。

○金融庁農林水産省告示第六号

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十二号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）第九十七条第二項第十九号及び第三十八号の規定に基づき、平成十三年金融庁農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

農林水産大臣　林　芳正

第四条の三第一項中「、基本的項目」を「、単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本」に改め、「三月二十八日」を削り、「第十七条第一項に規定する基本的項目」を「第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本」に、「次項において」を「以下」に、「及び補完的項目の額（基準告示第十八条第一項に規定する補完的項目」を「、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額（基準告示第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額（基準告示第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　前項の単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、単体Ｔｉｅｒ２資本の額は、単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を上限とする。

第四条の五第一項中「基本的項目の額（基準告示第五条第一項に規定する基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第六条第一項に規定する補完的項目」を「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額（基準告示第二条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額（基準告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額（基準告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本」に改め、同条第二項中「基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連法人等の基本的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の基本的項目の額」という。）及び補完的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の補完的項目の額」という。）」を「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額に相当する額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

３　前二項の連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Ｔｉｅｒ２資本の額は、連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。

４　前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額に相当する額の算定について準用する。

第十三条第一項中「次項及び次条第七号において」を「以下」に、「及び次条第七号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「それぞれの会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第十四条第七号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする農林中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、農林中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の平成十三年金融庁農林水産省告示第十三号第十三条及び第十四条第七号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

○金融庁農林水産省告示第七号

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十二号）の施行に伴い、農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十四年金融庁農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

農林水産大臣　林　芳正